

プライベートリンク for NTT ドコモビジネスサービス約款

第1条（約款の適用）

1. このプライベートリンク for NTT ドコモビジネスサービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービス「プライベートリンク for NTT ドコモビジネス」（以下、「本サービス」といいます。）に適用される基本サービス約款です。本サービスは、当社が提供するプライベートリンクサービスとは異なる基本サービスであり、「プライベートリンクサービス約款」は適用されません。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（サービスの内容）

1. 本サービスは、利用者が、NTT ドコモビジネス株式会社（以下、「NTT ドコモビジネス」といいます。）によって提供されるクラウドネットワークサービス「Flexible InterConnect」（以下、「FIC」といいます。）と当社が提供する「ハイブリッド接続」とを接続して通信できる環境を提供するサービスです。

第3条（利用開始日）

1. 基本約款における契約期間の規定にかかわらず、本サービスは、利用者の申込み後、当社が別途通知する利用開始日から提供されるものとします。

第4条（解約）

1. 基本約款における解約の規定にかかわらず、利用者は契約期間内であっても、最低利用期間の経過以後、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより当月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌月末日をもって、本サービスの利用契約を解約することができます。

第5条（料金の支払期限）

1. 利用者は、本サービスの利用に関する初回の料金については、基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

第6条（冗長化）

1. 利用者がネットワーク接続及び機器の冗長化を実施しなかったことに起因する一切の損害について、事由の如何にかかわらず、当社は何ら責任を負うものではなく、利用者

は、第三者からクレーム、請求等を受けた場合であっても自らの費用と負担において解決するものとします。

第7条（FIC等の申込み及び維持管理責任等）

1. 利用者は、FIC及び、FICの利用に関連して必要となる第三者が提供するサービス（以下「第三者サービス」といい、第三者サービスの提供者を「第三者サービス提供者」といいます。）について、自己の責任と費用負担において申込み及び維持管理を行うものとします。
2. 第三者サービスの不具合若しくは障害、又は利用者若しくは第三者サービス提供者の行為に関連して、当社、NTTドコモビジネス、第三者サービス提供者又はその他の第三者が損害を被った場合、利用者は、当該損害が利用者の責めに起因する場合には当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第8条（SLA）

1. 本サービスに起因して、利用者が本サービスを含む当社のサービスを利用できなかった場合において、利用ができなかった当該サービスのサービス約款における品質保証の規定に基づく品質保証は適用しないものとします。

附 則

第1条（適用開始）

この約款は、2026年2月26日に制定され、同日より適用されます。